

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した
ことについて通知がありました。

令和二年四月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（基盤地図情報作成）

二 測量の地域 奈良県の一部

三 測量の終了年月日 令和二年三月三十一日